

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件（案）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑接構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部の構造方法は、次のとおりとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあっては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあっては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 接合部は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールの嵌合により外れるおそれがないものであること。
 - ロ ガイドシュー等とガイドレールの、当該ガイドレールの設置面に対して垂直方向に接する部分の長さが、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも十ミリメートル以上長いものであること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、ガイドシュー等とガイドレールの接合部が、地震その他の震動による衝撃により外れないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。